

湘南銀座商店会

街 づ く り 協 定 書

辻堂について

辻堂は時代に合わせて再開発が都度行われております。代表的なものとして駅北口では、湘南 C-X 都市再生プロジェクトにより大型商業施設テラスモール湘南が 2011 年 11 月に開店、駅南口では地域で最高層の商業施設一体型マンション THE TOWER 湘南辻堂が 2025 年 11 月に建設されました。このように当該地域は持続的に活性化されており、対外的評価としても、ARUHI presents 本当に住みやすい街大賞 2022 で第 1 位を得ております。

湘南銀座商店街（湘南銀座商店会）について

湘南銀座商店街は JR 辻堂駅南口前に立地し、湘南のイメージと利便性を保つよう「湘南辻堂景観形成地区」へ指定されております。この指定地区では景観の保全に加え、1 階部分は商業施設とすることで商店の活性持続をしております。また一方、当該地区は伝統も重視しております。一例として旧字である「熊ノ森」から引用した「くまの森モール」という名称の使用、江戸時代初期から続くといわれる辻堂諏訪神社例大祭の支援、夏の風物詩として商店街に鈴虫の設置といったものがあります。他方、地理的には湘南ビーチエリア最大級の公園辻堂海浜公園や政財界へ著名人を輩出している松下政経塾への玄関口となっております。

湘南銀座商店街は湘南銀座商店会を組織し、湘南のイメージを持つ商業施設の充実化を目指し、湘南のイメージと伝統も残せる街づくりを目指しております。

湘南銀座商店会

連絡先 shonan.g@cityfujisawa.ne.jp



商店会マスコット
くまのモーリーくん

第1条 協定書の目的

本協定書は、湘南銀座商店街における関係者（第6条参照）が、街のイメージ（第2条参照）を共有し、街づくりに対する意思統一を図ることを目的とする。

第2条 街づくりの基本方針

街づくりの基本方針は次のとおりとする。

- (1) ハード面 湘南のイメージ（明るく開放的で洗練されたデザインを基調）を持つ商業施設の充実化
- (2) ソフト面 湘南のイメージを持つイベントの開催、湘南・辻堂ゆかりのアーティスト、団体等の支援、湘南・辻堂地域の伝統行事の支援

第3条 街づくり委員会の設置

- 1 街づくりの推進と本協定の適正な運用を図るため、「湘南銀座商店街街づくり委員会」（以下、「街づくり委員会」という）を湘南銀座商店会内に設置するものとする。
- 2 街づくり委員会は、湘南銀座商店会の会員及び賛助会員から構成し、委員長には会長、もしくは副会長が就任するものとする。なお、必要に応じて本協定の適用区域内の関係者を加えることができるものとする。

第4条 街づくり委員会の業務

街づくり委員会は、次に掲げる事項について、関係者の意見を集約して実行するとともに、必要に応じて公共団体等関係団体・機関とも連絡調整を行うものとする。

- (1) 本協定の適用区域に関すること
- (2) 本協定の内容、効力に関すること
- (3) 景観の維持管理に関すること
- (4) 建築物の新築、増改築、修繕、改装に関すること
- (5) 道路等の工事、維持管理に関すること
- (6) その他必要と認める事項に関すること

第5条 協定の適用区域

当商店会の区域内を協定区域とする（後掲の図参照）。ただし、本協定の適用区域外であっても本協定に関連し必要と判断される場合は、本協定に準じた要請をするものとする。

第6条 協定の対象者

- 1 本協定の対象者は次にあげる者、団体とする。
 - (1) 湘南銀座商店会会員及び同賛助会員
 - (2) 本協定の適用区域内への新規出店者

(3) 本協定の適用区域内で商売、建築・土木工事等の業務者

(4) 本協定の適用区域の地権者

(5) 本協定の適用区域内の居住者

(6) 本協定の適用区域内の通行者

2 本協定の適用区域内の土地・建物等の権利が変動する場合には、旧権利者は新権利者に本協定を継承することを伝えるものとする。

第7条 施工業者の通知義務

1 本協定の適用区域内で施工を行う事業者は、公共団体等関係団体・機関と景観法による事前協議をする場合、その申請時に街づくり委員会へも通知するものとする。なお通知は、街づくり委員会に電子メールで「事前協議申請時の資料の写し」を提出して行うものとする。

2 本協定の適用区域内の道路に変化（舗石等の掘り返し等）を及ぼす工事の施行を行う事業者は、公共団体等関係団体・機関へ工事の承認申請をする場合、その申請時に街づくり委員会へも通知するものとする。なお通知は、街づくり委員会に電子メールで「承認申請書の写し」を提出して行うものとする。

第8条 街づくり委員会の確認事項

1 街づくり委員会は第7条第1項による通知を受けた場合、主に次の確認するものとする。

(1) 新規建築物が街づくりの基本方針（第2条）や景観形成基準（第9条）に準じているか確認する。特に街の活性を保つため1階部分は物販、飲食、サービスの用途とし、街づくりの基本方針に反する風俗営業店等の風紀を害するものは認めないものとする。

(2) 建築形態が景観形成基準及び本協定の定めるところによるか確認する。

2 街づくり委員会は第7条第2項による通知を受けた場合、湘南銀座商店会各会員及び必要と判断される者へ速やかに情報共有するものとする。

3 街づくり委員会は、事業者が街づくり基本方針に反するため、変更の要請をする場合や説明を求める場合は速やかに通知者へ連絡するものとする。

第9条 景観形成基準

1 本協定の適用区域内の景観は「**湘南辻堂景観形成地区景観形成基準**」に準ずるものとする。なおこの基準に次の事項も加えるものとする。

(1) 街の色彩はホワイト、クリーム、淡い色を基調とし、彩度の高い色（ビビッドカラー等）は避けるものとする。

(2) 建物・店舗のデザインはタウンイメージを基調とし、周囲の調和を考慮するものと

する。周囲と逸脱するデザイン、照明は禁止するものとする。

- (3) 本協定の適用区域内の設備はバリアフリー、ユニバーサルデザインを意識し、各店舗は景観と衛生面を考慮したゴミ回収所の設置するものとする。
- (4) 街の活性維持のため、本協定の適用区域内では建物の1階部分は物販、飲食、サービス店としなくてはならない。
- (5) 街づくりの基本方針（第2条）に従い、風俗店等の風紀秩序を乱す商業施設は禁止とする。
- (6) 街の活性維持のため、同業で差別化がなされない店舗が濫立しないように注意するものとする。
- (7) 本協定の適用区域内では路上販売、拡声器の使用を禁止とする。

第10条 看板、広告物、日除け類の設置

看板、広告物、日除け類は、「[湘南辻堂景観形成地区景観形成基準](#)」に準ずるものとする。

第11条 建築物の改装（模様替・修繕）

- 1 建物所有者及び借家人等の商業関係者は、街づくりの基本方針（第2条）、景観形成基準（第9条）に沿った改装にするものとする。
- 2 建築物は、老朽化により景観を損ねたり事故が起きたりしないよう、定期的な修繕をしなくてはならない。

第12条 環境保全

- 1 ゴミ箱の設置やゴミ出しは景観、衛生面を十分に配慮して行うものとする。
- 2 本協定関係者は、自身の事業範囲に加えその周辺についても掃除をし、景観、衛生面を良好に保つようにするものとする。
- 3 本協定の適用区域内は植栽、プランター設置等により緑化を進めるものとする。
- 4 店頭は開放的で歩きやすい広さを確保するものとする。また通行の支障にならないよう心掛け、消防法等安全面に関する法令を遵守しなくてはならない。
- 5 夜間は可能な場合、歩道沿いの照明を点灯させて防犯面に貢献するものとする。
- 6 本協定関係者は、路上における駐車、駐輪を避けるとともに、顧客用駐車場、駐輪場の確保に努めるものとする。

第13条 イベントの支援

本協定の対象者（第6条参照）は、例大祭等の地域の伝統・文化を継承するイベントや本協定関係者全体が利するイベントに積極的に協力し、地域の活性化に努めるものとする。

第14条 その他

- 1 本協定書の適用区域の隣接地区については、本協定書の趣旨に沿うよう関係者に協力を要請するものとする。
- 2 本協定書は必要に応じ、見直し・改定や別途取り決めに追加するものとする。

附則

- 1 1996年8月1日 施行 (1996年8月1日 通常総会承認可決)
- 2 2019年1月9日 一部変更 (2019年1月9日 通常総会承認可決)
- 3 2026年7月1日 改定 (2026年7月1日 臨時総会承認可決)